

# 財団法人おかやま環境ネットワーク 評議員会規則

## (目的)

第1条 この規則は、財団法人おかやま環境ネットワークの運営を行うに当たり、評議員会に関する必要なとりきめをします。

## (定めの範囲)

第2条 評議員会は、法令ならびに寄附行為に定めるものを除き、この規則に定めるところによって運営します。

## (評議員会の開催)

第3条 評議員会は寄附行為に定めるものの他、原則として年3回(4月、10月、2月)開催するものとします。

## (議長)

第4条 評議員会の議長は、評議員会の開催毎に評議員会で互選します。

## (議題)

第5条 評議員会の議題は、理事長が発案します。

2 各評議員は、自己の意見を議題として提案することが出来ます。ただし、その場合は、あらかじめその趣旨を理事長に通知しなければなりません。

## (議決事項)

第6条 次の事項は、評議員会の議決を経なければなりません。

- (1) 理事および監事の選任に関する事項
- (2) 役員の解任に関する事項
- (3) 役員の報酬に関する事項

## (審議事項)

第7条 評議員会は寄附行為に定めるものの他、理事長の諮問に基づき審議し、理事長に建議します。

## (報告事項)

第8条 理事長は、評議員会において次の事項を報告しなければなりません。

- (1) 月度ならびに年度の決算状況、および事業報告に関する事項
- (2) 会員の異動の状況および会員の活動状況
- (3) 基本財産への繰り入れを指定された寄附の受け入れの状況
- (4) 維持会員総会の開催およびその総会に報告すべき事項
- (5) 後援、また他団体への役員または会員の派遣に関する事項
- (6) 政策、声明、態度の表明に関する事項
- (7) 他団体への出資の状況

## (監査報告)

第9条 評議員会は、監事から監査報告を受け、理事長に建議します。

## (改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行います。

## 附則

1 この規則は、2001年8月11日から施行します。